地域連携活性化支援事業実施に向けて

**１．目的**

市内商業の発展・活性化に寄与し、新規的な取り組みを促すとともに、商店街の活性化に対する取組みを行う団体を公募し、審査委員会において選定された事業に対して、事業費の一部を助成します。

**２．補助対象**

商店街・地域の活性化を図るために実施する事業であり、令和5年度内に実施可能な事業

※事業については既に実施した事業についても対象とする。

※令和6年3月31日までに事業実績報告書を提出できる事業に限る。

　　≪具体例≫

 消費活性化のための商店街事業の実施（１００円市など）

 地域の賑わいを創出するための装飾（イルミネーションなど）

 ネットショッピングなどの需要に応えるため、商店会で 共同宅配事業を実施

**３．補助限度額**

補助率・限度額：2／3（総事業費のうち最大10万円）

補助団体：最大7件

**４．事業実施団体、補助金交付先**

船橋市内の団体

※船橋市内にある既存の商店街組織、商業者によるグループ・団体

※団体としての運営が適切で、財産の管理等を適切に行うことができること

**５．選定**

募集期間中に応募申請書を提出していただき、商業第1部会正副部会長等により構成する審査委員会において、書類審査を行い選定させていただきます。審査の結果、事業が採択された場合、補助金交付申請書を提出していただき、交付決定をします。

**６．募集期間（予定）**

令和5年 9月1日（金）から令和5年9月30日（土）

※令和5年度は本事業実施9回目に当たるため、過去に応募のある事業については、新規の要素を取り入れることとする。

**７．スケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| 令和5年9月1日～9月30日 | 応募申請書受付 |
| 令和5年10月 | 審査委員会（書類審査） |
|  | 採択 |
| 令和5年11月 | 交付決定 |
| 令和5年4月～令和6年3月 | 事業の実施 |
| 令和6年3月 | 実績報告・交付確定・請求・入金 |

**８．審査結果**

応募者全員に郵送等で通知します。応募者が多数の場合、採択となっても補助金交付額が要望額に満たない場合がありますのでご了承ください。

**９．応募先（問合せ先）**

船橋商工会議所　商業振興課　山野・石月

船橋市本町1-10-10　電話：047-435-8211　FAX：047-434-9559

**10．応募方法**

持参又は郵送等